

# 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構業務方法書

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
  - 第2章 業務の方法に関する事項
    - 第1節 中長期計画（第4条）
    - 第2節 農業・食品産業技術研究等業務
      - 第1款 試験研究及び調査等（第5条－第12条）
      - 第2款 種苗管理業務（第13条－第18条）
    - 第3節 基礎的研究業務（第19条－第22条）
    - 第4節 農業機械関連業務（第23条－第33条）
    - 第5節 民間研究に係る特例業務（第34条）
    - 第6節 共通事項（第35条－第40条）
  - 第3章 業務委託の基準（第41条－第42条）
  - 第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第43条－第45条）
  - 第5章 内部統制システムの整備に関する事項（第46条－第62条）
  - 第6章 雑則（第63条－第64条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第25条の2第4項並びに第28条第1項及び第2項並びに国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営に関する省令（平成15年財務省・農林水産省令第2号）第1条（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営及び人事管理に関する省令及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（平成28年財務省・農林水産省令第1号）附則第2条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号。以下「研究機構法」という。）第14条及び独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号。以下「整備法」という。）附則第6条第1項に規定する国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）の行う業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### （業務運営の基本的方針）

第2条 研究機構は、研究機構法に定められたその設置の目的及び業務内容の重要性にかんがみ、関係機関と緊密な連携を図り、その業務の適正かつ効率的な運営を期するものとする。

### （定義）

第3条 この業務方法書における用語の意義は、研究機構法、種苗法（平成10年法律第83号）及び遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）に定めるところによる。

## 第2章 業務の方法に関する事項

### 第1節 中長期計画

（中長期計画）

第4条 研究機構は、研究機構法第14条に規定する業務を主務大臣の認可を受けた中長期計画に従って実施するものとする。

### 第2節 農業・食品産業技術研究等業務

#### 第1款 試験研究及び調査等

（試験及び研究並びに調査）

第5条 研究機構は、研究機構法第14条第1項第1号に掲げる試験及び研究並びに調査の実施に当たっては、研究機構が有する各種の研究資源の効率的な活用を図るとともに、他の独立行政法人、都道府県、大学や民間の試験研究機関その他関係機関との連携の確保に留意するものとする。

2 研究機構は、研究機構法第14条第1項第1号に掲げる試験及び研究並びに調査の実施に当たっては、必要に応じ、他の独立行政法人の協力を得て行うものとする。

（分析及び鑑定）

第6条 研究機構は、研究機構法第14条第1項第1号に掲げる分析及び鑑定については、依頼に応じて、研究機構が有する高度な専門的知識を必要とするものについて実施する。

2 研究機構は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより、所要の対価を徴収することができるものとする。

（家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造）

第7条 研究機構は、研究機構法第14条第1項第2号に掲げる家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布については、毎事業年度の調査によりその適正な製造品目及び量等を定め、これを行う。

2 研究機構は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより、所要の対価を徴収することができるものとする。

（加工した食品等の配布）

第8条 研究機構は、研究機構法第14条第1項第3号に掲げる試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行う。

2 研究機構は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより、所要の対価を徴収することができるものとする。

（原蚕種、接穂、苗木の配布）

第9条 研究機構は、我が国の農業への影響に留意しつつ、依頼に応じて、研究機構法第14条第1項第4号に掲げる、原蚕種及び育成した桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行う。

2 研究機構は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより、所要の対価を徴収することができるものとする。

(ジーンバンク)

第10条 研究機構は、農業生物資源ジーンバンクの植物遺伝資源部門、微生物遺伝資源部門及び動物遺伝資源部門のセンターバンクとして、関係機関の協力を得て、計画的に遺伝資源の国内外からの収集、特性評価、増殖及び保存を行う。

2 研究機構は、我が国の農林水産業等への影響に配慮しつつ、保存している遺伝資源の配布を行う。

3 研究機構は、前項の業務を実施するときは、別に定めるところにより、所要の対価を徴収することができるものとする。

(緊急時の要請)

第11条 研究機構は、研究機構法第18条第1項に規定する要請があったときは、同条第2項の規定により、速やかにその要請された試験及び研究、調査、分析又は鑑定を実施するものとする。

(災害対策への貢献)

第12条 研究機構は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の定めるところに従い、その有する高度な専門知識を活用して、農地及び農業用施設等の災害対策に貢献するものとする。

2 研究機構は、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）の定めるところに従い、その有する高度な専門知識を活用して、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に関する助言その他の援助を行うものとする。

## 第2款 種苗管理業務

(種苗管理センターの設置等)

第13条 研究機構に種苗管理センターを設置する。

2 種苗管理センターは、農林水産植物の品種登録に係る現地調査又は栽培試験等の種苗管理業務を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図るものとする。

3 種苗管理センターの業務運営は、理事長及び副理事長以外の代表権を有する理事の下で行うものとする。

4 種苗管理センターは、その行う業務の公共的な重要性に鑑み、国の施策に順応し、関係諸機関と緊密な連絡を保ち、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

(農林水産植物の品種登録に係る現地調査又は栽培試験)

第14条 種苗管理センターは、研究機構法第14条第2項第1号に掲げる種苗法第15条の2第1項（同法第17条の2第6項、第35条の3第3項及び第47条第3項において準用する場合を含む。）の規定による現地調査又は栽培試験を行うものとする。

2 種苗管理センターは、現地調査又は栽培試験に附帯する以下の業務を行うものとする。

- (1) 農林水産省からの要請による種類別審査基準案等の作成
- (2) 国内外における育成者権の侵害及び活用に関する情報の収集及び整理
- (3) 育成者権者等から育成者権の侵害及び活用に関する相談を受けること並びに対抗措置及び活用方法に関する助言
- (4) 育成者権者等からの依頼に基づく、育成者権を侵害した種苗、収穫物、加工品等を判定するための品種の類似性に関する試験（以下「品種類似性試験」という。）、育成者権の侵害が疑われる種苗、収穫物、加工品等の状況の調査及び記録資料の作成並びに保管
- (5) 育成者権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続に係る農林水産大臣の意見聴取に関する省令（平成18年農林水産省令第4号）に基づく試料の鑑定の嘱託があった場合のDNA鑑定
- (6) DNA分析による品種類似性試験を的確に実施するための、登録品種及び栽培試験の対照品種その他の品種に係るDNA情報のデータベースの作成

3 第1項及び前項第4号の実施に要する手数料の額は、別に定めるものとする。

（農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査）

第15条 種苗管理センターは、依頼に応じて、研究機構法第14条第2項第2号に掲げる農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うものとする。

2 種苗管理センターは、種苗の検査に附帯する以下の業務を行うものとする。

- (1) EC（現EU）向け輸出野菜種子の品質保持に係る検査等
- (2) 依頼に応じて行う、砂糖原料用のてんさいの生産に向けられる種子を生産するための種子の品種の証明
- (3) 依頼に応じて行う、農作物（飼料作物を除く。）の生産ほ場の土壌の検査及び種苗の生産履歴の証明

3 第1項の種苗の検査、前項第2号の品種の証明及び同項第3号の土壌の検査の実施に要する手数料の額は、原則として当該依頼証明に要する経費の額とし、別に定めるものとする。

（ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等）

第16条 種苗管理センターは、研究機構法第14条第2項第3号に掲げるばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗（以下「原原種」という。）を生産し、都道府県又は都道府県が指定した原原種取扱団体に配布するものとする。

2 前項の原原種の配布価格は、農業生産に与える影響度合を勘案して適正な額とし、別に定めるものとする。

3 種苗管理センターは、種苗の生産及び配布に附帯する以下の業務を行うことができるものとする。

- (1) 公的機関等からの要請に応じて行う、早期普及が必要な畑作物等の調査研究用種苗等の生産及び配布

(2) 災害時の代作用種子に当てるための雑穀種子の生産及び予備貯蔵並びに都道府県への配布

(3) 試験研究機関等に対する調査及び研究の用に供する種苗の配布

4 前項に掲げる種苗の配布に当たっては、所要経費を徴収することができるものとする。

5 種苗管理センターは、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第16条第2号の農林水産大臣の定める基準に従い、自ら生産する種ばれいしょについて検査を行うものとする。

（集取、立入検査等）

第17条 種苗管理センターは、研究機構法第14条第3項に掲げる以下の業務を行うものとする。

(1) 種苗法第63条第1項の規定による集取

(2) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

2 種苗管理センターは、前項第1号で集取を行った種苗について、種苗法第59条に示した表示事項が適切に表示されているかどうかについて及び同法第61条第1項に基づき定められた基準が遵守されているかどうかについての検査を行うものとする。

（技術に関する調査）

第18条 種苗管理センターは、第14条から前条までに係る技術に関する調査及び内部研究組織との連携による研究等を、研究機構法第14条第2項第4号に掲げる附帯する業務として行うことができるものとする。

### 第3節 基礎的研究業務

（基礎的試験研究の実施）

第19条 研究機構は、生物系特定産業技術の高度化を推進するために必要な研究機構法第14条第1項第5号に掲げる生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を、次条及び別に定める基準に従って、他に委託して行うものとする。

そのうち、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（ムーンショット型研究開発）については、研究機構法第17条の2の規定により基金を設けて行うものとする。

（委託試験研究契約）

第20条 研究機構は、前条の規定により生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を委託しようとするときは、当該委託業務に関し、受託者と委託により実施させる試験及び研究（以下次条までにおいて「基礎的委託研究」という。）に関する契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、原則として次に掲げる事項を定める。

(1) 基礎的委託研究の課題

(2) 基礎的委託研究の目的及び概要

(3) 基礎的委託研究を実施する場所

- (4) 基礎的委託研究の開始及び完了の時期
- (5) 基礎的委託研究の委託費の額並びに支払の時期及び方法
- (6) 基礎的委託研究に関する収入及び支出の状況並びに委託費の使途を明確にするための措置
- (7) 基礎的委託研究を適正に遂行させるための措置
- (8) 基礎的委託研究の遂行が困難となったときの措置
- (9) 委託費によって製造し、取得し、又は効用を増加させた物件の基礎的委託研究の完了後の帰属
- (10) 基礎的委託研究の結果生じた知的財産権の帰属
- (11) 基礎的委託研究の成果の取扱いの方法
- (12) その他必要な事項

(基礎的委託研究の成果の帰属)

第21条 研究機構は、基礎的委託研究の結果生じた知的財産権について、次の各号のいずれにも該当する場合は、当該知的財産権を受託者に帰属させることができるものとし、それ以外の場合には、その全部を無償で譲り受け、保有するものとする。

- (1) 基礎的委託研究を実施することにより、発明、考案、創作又は品種の育成を行ったとき、当該基礎的委託研究の成果に係る知的財産権の出願又は申請を行ったとき、及び設定の登録等を受けたときは、遅滞なく研究機構にその旨を報告することを受託者が約すること。
- (2) 主務大臣の要請に応じて、研究機構が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を研究機構又は研究機構が指定する者に許諾することを受託者が約すること。
- (3) 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合であって、主務大臣の要請に応じて、研究機構が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときには、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾することを受託者が約すること。

(基礎的試験研究の成果の普及)

第22条 研究機構は、次に掲げる方法により、第19条に規定する基礎的な試験及び研究の成果について、その普及を行う。

- (1) 成果に関する発表会を開催すること。
- (2) 成果に関する報告書等を作成し、及びこれを頒布すること。
- (3) 成果を実施させること。
- (4) 成果をホームページに掲載する等により、提供すること。
- (5) 成果の企業化に当たり利用可能な各種支援措置に関する情報提供を行うこと。
- (6) その他事例に応じて最も適当と認められる方法。

第4節 農業機械関連業務

(試験研究及び調査)

第23条 研究機構は、農業機械の高度化に資するために農機具及び農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有する農業資材の開発に関する試験研究及び調査を行う。

2 研究機構は、前項の試験研究及び調査の実施に当たっては、研究機構が有する各種の研究資源の効率的な活用を図るとともに、他の独立行政法人、都道府県、大学や民間の試験研究機関その他関係機関との連携の確保に留意するものとする。

#### 第24条・第25条 削除

(農機具の検査等)

第26条 研究機構は、農作業の安全性確保のため、研究機構法第14条第1項第1号に掲げる農機具の安全性検査等を行う。

2 研究機構は、前項の業務を実施するときは、委託者と受託契約を締結した上で別に定めるところにより、所要の対価を徴収することができるものとする。

#### 第27条～第33条 削除

#### 第5節 民間研究に係る特例業務

(民間研究に係る特例業務)

第34条 研究機構は、整備法第1条の規定による改正前の研究機構法第14条第6号の規定により実施した民間委託研究について、確実な売上納付を推進するため、受託者から民間委託研究の事業化の状況等について報告させるものとし、必要に応じ追跡調査を行い、又は必要な指示を与えるなど、民間委託研究の管理上必要な措置を講ずるものとする。

2 民間委託研究から得られた成果の事業化により受託者に売上げ（実施許諾による収入を含む。）が発生した場合には、委託契約に定める売上げの一部を研究機構に納付させるものとする。

3 前項の売上納付の納付期間は、当該民間委託研究に係る業務委託の事業実施期間後の10年間とする。ただし、納付期間経過後であっても、売上納付が相当程度見込まれる場合など研究機構が必要と認めた場合、5年を限度として納付期間を延長するものとする。

4 研究機構は、繰越欠損金の解消計画に沿って、売上納付の確保等を通じた繰越欠損金の着実な縮減に努めるとともに、取組の効果の検証を行い、必要に応じ当該計画の見直しを行うものとする。

5 研究機構は、民間委託研究を実施した者に対し、以下のあっせん等を行うものとする。

(1) 生物系特定産業技術に関する試験研究を国の試験研究機関又は試験研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについて、地域における生物系特定産業技術の振興等を目的とする機関等と連携した情報交流の場の提供等の方法によるあっせん

(2) 政府等から当該試験研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについて、遺伝資源配布を行う機関と連携しつつ、情報提供システムの活用等の方法によるあっせん

(3) 生物系特定産業技術に関する情報（以下この条において「情報」という。）を収集し、電磁的記録媒体等に記録して整理し、情報提供システムその他必要と認められる方法によ

る情報の提供

- 6 研究機構は、前項のあっせん等について、別に定めるところにより所要経費を徴収することができるものとする。

## 第6節 共通事項

(受託による業務の実施)

第35条 研究機構は、研究機構法第14条第1項第1号に掲げる試験及び研究並びに調査の業務、同条第2項第1号から第3号までに掲げる業務に係る技術に関する調査研究の業務（以下「試験及び研究並びに調査等の業務」という。）につき、これらの業務の実施に支障のない範囲内で、依頼に応じて、受託による業務を実施することができる。

(受託契約)

第36条 研究機構は、前条の規定により受託による業務を実施しようとするときは、当該受託により実施する業務（以下「受託業務」という。）に関し、委託しようとする者と受託に関する契約を締結するものとする。

- 2 前項の契約においては、次に掲げる事項を定める。

- (1) 受託業務の課題
- (2) 受託業務の内容に関する事項
- (3) 受託業務を実施する場所及び方法に関する事項
- (4) 受託業務の実施期間及びその解除に関する事項
- (5) 受託業務の結果の報告に関する事項
- (6) 受託業務の実施に要する費用並びに支払の時期及び方法に関する事項
- (7) 受託業務の実施の結果の取扱方法及びその結果が知的財産権の対象となったときのその帰属に関する事項
- (8) その他受託業務の実施に関し必要な事項

(共同研究)

第37条 研究機構は、試験及び研究並びに調査等の業務を効率的に実施するために必要な場合には、研究機構以外の者と試験及び研究並びに調査等の業務を分担し、技術及び知識を交換し、並びにその費用を分担して行う試験及び研究並びに調査（以下「共同研究」という。）を行うことができる。

(共同研究契約)

第38条 研究機構は、前条の規定により共同研究を実施しようとするときは、当該共同研究に関し、共同研究を行おうとする者と共同研究に関する契約を締結するものとする。

- 2 前項の契約においては、次に掲げる事項を定める。

- (1) 共同研究の課題
- (2) 共同研究の内容に関する事項
- (3) 共同研究を実施する場所及び方法に関する事項
- (4) 共同研究の実施期間及びその解除に関する事項



- (5) 共同研究に要する費用の分担に関する事項
- (6) 共同研究の結果の取扱方法に関する事項
- (7) 共同研究の結果が知的財産権の対象となったときのその帰属に関する事項
- (8) その他共同研究の実施に関し必要な事項

(成果の普及等)

第39条 研究機構は、次に掲げる方法により、成果を公表するとともに、その普及を図るものとする。

- (1) 成果に関する発表会を開催すること。
- (2) 成果に関する報告書等を作成し、及びこれを頒布すること。
- (3) 成果に関する技術指導を行うこと。
- (4) 成果をホームページに掲載する等により、提供すること。
- (5) その他事例に応じて最も適当と認められる方法

2 研究機構は、研究機構法第14条第1項第6号に掲げる出資並びに人的及び技術的援助を行うに当たっては、「研究開発法人による出資等に係るガイドライン」（平成31年1月17日内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）・文部科学省科学技術・学術政策局決定）及び当該ガイドラインを踏まえ整備した関連規程に基づき、実施するものとする。

(知的財産権)

第40条 研究機構は、重要な研究成果については、積極的に国内外において知的財産権を取得するとともに、民間等に対し、その実施を許諾する等により、研究成果の普及を推進するものとする。

2 研究機構は、知的財産権の実施の許諾等については、我が国の農林水産業等の振興に配慮の上、決定するものとする。

### 第3章 業務委託の基準

(業務の委託)

第41条 研究機構は、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、研究機構法第14条に規定する業務（同条第1項第5号に掲げるものに係るものを除く。）について、研究機構以外の者に委託することができる。

(委託契約)

第42条 研究機構は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、当該委託により実施させる業務（以下「委託業務」という。）に関し、受託者と委託に関する契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、次に掲げる事項を定める。

- (1) 委託業務の課題
- (2) 委託業務の内容に関する事項
- (3) 委託業務を実施する場所及び方法に関する事項
- (4) 委託業務の実施期間及びその解除に関する事項

- (5) 委託業務の結果の報告に関する事項
- (6) 委託業務の実施に要する費用並びに支払の時期及び方法に関する事項
- (7) 委託業務の実施の結果の取扱方法及びその結果が知的財産権の対象となったときのその帰属に関する事項
- (8) その他委託業務の実施に関し必要な事項

#### 第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

##### (契約の方法)

第43条 研究機構における売買、賃貸、請負その他の契約は、すべて一般競争（公告をして不特定多数の間で行う競争をいう。以下同じ。）に付してこれを行うものとし、当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と契約を締結するものとする。ただし、次に掲げる場合には、指名競争（入札者を指名して行う契約をいう。）に付し、又は随意契約（契約の相手方を競争の方法によらず、適当と思われる相手方から選択して締結する契約をいう。）に付してこれを行うことができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的から一般競争に付することが適当でないとき又は一般競争に付し得ないとき。
- (2) 災害その他緊急を要するために一般競争に付し得ないとき。
- (3) 予定価格が少額であるとき。
- (4) その他一般競争に付することが不利と認められるとき。

##### (政府調達に関する協定等の適用を受ける物品等の調達契約)

第44条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の適用を受ける物品等の調達契約については、協定等の規定に則してこれを行うものとする。

##### (会計規程への委任)

第45条 この章に定めるもののほか、研究機構が行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定に基づき別に定める会計に関する規程において、これを定める。

#### 第5章 内部統制システムの整備に関する事項

##### (内部統制に関する基本方針)

第46条 研究機構は、内部統制システム（役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、研究機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他研究機構の業務の適正を確保するための体制をいう。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

##### (法人運営に関する基本的事項)

第47条 研究機構は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

- 2 研究機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動規範を定めるものとする。

(役員会の設置及び役員の方掌に関する事項)

第48条 研究機構は、役員会の設置及び役員の方掌に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルール of 明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- (3) 役員の方掌明示による責任の明確化
- (4) 本部・研究所等会議の開催

(中長期計画の策定及び評価に関する事項)

第49条 研究機構は、中長期計画の策定及び評価に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 中長期計画の策定過程の整備
- (2) 中長期計画の進捗管理体制の整備
- (3) 中長期計画に基づき実施する業務の評価体制の整備
- (4) 中長期計画の進捗状況のモニタリング
- (5) 部門の業務手順の作成
- (6) 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
  - 一 業務手順に沿った運営の確保
  - 二 業務手順に沿わない業務執行の把握
  - 三 恣意的とならない業務実績評価
- (7) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第50条 研究機構は、内部統制の推進に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定
- (3) 本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- (4) 研究所等における内部統制推進責任者の指定
- (5) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- (6) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (7) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (8) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (10) 研修会の実施
- (11) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (12) 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第51条 研究機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価

し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) リスク管理委員会の設置
- (2) 業務部門ごとの業務フローの明確化
- (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価
- (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故・災害等の緊急時に関する事項
  - 一 防災業務計画及び事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
  - 二 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
  - 三 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第52条 研究機構は、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 情報システムの整備に関する事項
  - 一 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
  - 二 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
  - 三 職員から役員に必要な情報（特に、危機管理、内部統制に関する情報）が伝達される仕組み
- (2) 情報システムの利用に関する事項
  - 一 業務システムを活用した効率的な業務運営
  - 二 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
    - ア 法人が保有するデータの所在情報の明示
    - イ データへのアクセス権の設定
    - ウ データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
    - エ 機種依存形式で作成されたデータ等に関するAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）の策定

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第53条 研究機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 情報セキュリティの確保に関する事項
  - 一 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
  - 二 情報漏えいの防止

(2) 個人情報保護に関する事項

- 一 個人情報保護に係る点検活動の実施
- 二 「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第54条 研究機構は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

(1) 監事に関する事項

- 一 監事監査規程の整備に対する監事の関与
- 二 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- 三 補助者の独立性に関すること
- 四 役員職務規程における権限の明確化
- 五 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

(2) 監事監査に関する事項

- 一 監事監査規程に基づく監査への協力
- 二 補助者への協力
- 三 監査結果に対する改善状況の報告
- 四 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- 一 監事の役員会等重要な会議への出席
- 二 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- 三 研究機構及び研究機構の子法人（以下「子法人」という。）の財産の状況を調査できる仕組み
- 四 監事と会計監査人との連携
- 五 監事と内部監査担当部門との連携
- 六 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- 七 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第55条 研究機構は、内部監査担当室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第56条 研究機構は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第57条 研究機構は、入札及び契約に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中長期計画の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化
- (6) 子法人との契約に関する規程
- (7) 子法人と第三者との契約等情報の把握

(予算の適正な配分に関する事項)

第58条 研究機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を研究機構内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第59条 研究機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のホームページ等での公開に関する規程を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第60条 研究機構は、職員の人事管理方針に関する規程を整備するものとする。同規程には以下の事項を定める。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 子法人との人事交流の在り方
- (3) 職員の懲戒基準
- (4) 長期在籍者の存在把握

(研究開発業務に関する事項)

第61条 研究機構は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定める。

- (1) 研究開発業務の評価に関する事項
  - 一 研究統括部門における研究評価体制の確立
  - 二 研究予算の配分基準の明確化
- (2) 研究開発業務における不正防止に関する事項
  - 一 厳格なルールを要する研究におけるリスク要因の認識と明確化
  - 二 研究費の適正経理
  - 三 経費執行の内部けん制

- 四 論文ねつ造等研究不正の防止
- 五 研究内容の漏えい防止
- 六 研究開発資金の管理状況把握

(役員等の損害賠償責任に関する事項)

第62条 研究機構は、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、主務大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第6章 雑則

(施設等の貸与)

第63条 研究機構は、研究機構の業務運営に支障のない範囲において、研究機構の施設又は設備の一部を他の者に貸与することができるものとする。

- 2 研究機構は、前項の貸与を実施するときは、別に定めるところにより、所要の対価を徴収することができるものとする。

(その他業務の方法)

第64条 この業務方法書に定めるもののほか、業務に関し必要な事項については、理事長がこれを定める。

附 則

この業務方法書は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成15年10月3日）から施行する。
- 2 推進機構が定めた生物系特定産業技術研究推進機構民間研究促進業務関係業務方法書（昭和61年12月27日付け61生研規第8号）、生物系特定産業技術研究推進機構基礎的研究業務関係業務方法書（平成8年9月26日付け8生研規第17号）及び生物系特定産業技術研究推進機構農業機械化促進業務関係業務方法書（昭和62年1月7日付け61生研規第6号）の規定によりした手続その他の行為は、この業務方法書の相当規定によりしたものとみなす。

附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成18年4月1日）から施行する。

(旧教育課程に係る経過措置)

第2条 研究機構は、整備法の施行の日の前日において整備法附則第8条第1項の規定により解散した独立行政法人農業者大学校（以下「旧農業者大学校」という。）に在籍している長期農業者教育を受ける者及び平成18年度に入学した者（以下「学生等」という。）に対しては、当該学生等が旧農業者大学校を卒業するために必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、当該学生等に対する業務については、第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成27年4月1日）から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成28年4月1日。以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この業務方法書の変更に伴い施行日以後に研究機構が行う業務のうち、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）附則第2条第1項の規定により解散した独立行政法人種苗管理センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所が実施していた業務については、当該業務に関する規程を整備するまでの間は、なお従前の例により行うことができる。

附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成30年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成31年3月20日）から施行する。

附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日（令和2年3月10日）から施行する。

附 則



この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日（令和3年3月26日）から施行する。

附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可のあった日（令和4年4月1日）から施行する。